

(10)おいらせ町営土地改良事業経費賦課徴収条例 新旧対照表 (抜粋)

(第10条関係)

改 正 案	現 行
<p>(賦課に対する<u>審査請求</u>)</p> <p>第5条 第2条の規定により、賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>3箇月以内</u>に町長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による<u>審査請求がされた</u>ときは、<u>これを遅滞なく、裁決</u>しなければならない。</p>	<p>(賦課に対する<u>異議申立て</u>)</p> <p>第5条 第2条の規定により、賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>20日以内</u>に町長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による<u>異議申立てを受け</u>たときは、<u>同項に規定する期間満了後10日以内</u>に<u>これを決定</u>しなければならない。</p>

23 議案第26号関係

(1)おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>おいらせ町職員の分限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休職の事由)</u></p> <p>第2条 任命権者は、<u>職員が水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となったときは、当該職員を休職</u>することができる。</p> <p><u>(降給の事由)</u></p> <p>第3条 降給の種類は、<u>降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。)</u>及び<u>降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)</u>とする。</p> <p>2 任命権者は、<u>職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、当該職員を降格</u>することができる。</p> <p>(1) <u>法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>おいらせ町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)<u>第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正案	現行
<p><u>認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合に限る。）。</u></p> <p>(2) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。</u></p> <p>(4) <u>職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合</u></p> <p><u>3 任命権者は、職員の法第 23 条の 2 第 1 項の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態がなお改善されないとき（その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合に限る。）は、その意に反して、当該職員を降号することができる。</u></p> <p><u>（降任、免職、休職及び降給の手続）</u></p> <p><u>第 4 条</u> 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合<u>若しくは</u>同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合<u>又は</u>第 3 条第 2 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給</p>	<p>現行</p> <p><u>（降任、免職及び休職の手続）</u></p> <p><u>第 2 条</u> 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合<u>又は</u>同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休</p>

改正案	現行
<p>の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。<u>ただし、公務上の負傷又は疾病による休職の期間は、その療養に必要な期間とする。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、任命権者は、これを更新することができる。</u></p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p><u>4 第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において必要に応じ個々の場合について任命権者が定める。</u></p> <p><u>5 任命権者は、第1項、第2項及び前項の規定による休職の期間中であってもその事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</u></p> <p>第6条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 休職者の給与については、別に条例で定める。 (失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。 (委任)</p> <p>第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。</p>	<p>職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p><u>2 任命権者は、前項の規定による休職の間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</u></p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 休職者の給与については、別に条例で定める。 (失職の例外)</p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 職員は、前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。 (委任)</p> <p>第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。</p>

(2)おいらせ町職員定数条例 新旧対照表 (抜粋) (附則第4項関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 会計管理者</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項又は<u>おいらせ町職員の分限に関する条例(平成18年おいらせ町条例第27号)</u>第2条の規定により休職にされた職員</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 会計管理者</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項又は<u>おいらせ町職員の休職の事由を定める条例(平成18年おいらせ町条例第28号)</u>第2条の規定により休職にされた職員</p> <p>(3)～(7) 略</p>

(3)おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (附則第4項関係)

改正案	現行
<p>(休職者の給与)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員が<u>おいらせ町職員の分限に関する条例(平成18年おいらせ町条例第27号)</u>第2条に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合により、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6～8 略</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員が<u>おいらせ町職員の休職の事由を定める条例(平成18年おいらせ町条例第28号)</u>第2条に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合により、これに給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当及び寒冷地手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>6～8 略</p>